

第六回国会 大蔵委員会 會議録 第一号

本委員は昭和二十四年十月二十六日(水曜日)議長の指名で次の通り選任された。

- 大上 司君 岡野 清蒙君
鹿野 彦吉君 川野 芳滿君
北澤 直吉君 小峯 柳多君
小山 長規君 佐久間 徹君
島村 一郎君 鈴木 正文君
高間 松吉君 田中 啓一君
塚田十一郎君 苦米地英俊君
中野 武雄君 西村 直巳君
前尾繁三郎君 三宅 則義君
森 幸太郎君 山口六郎次君
川島 金次君 田中織之進君
中崎 敏君 松尾トシ子君
荒木萬壽夫君 橋本 金一君
宮腰 喜助君 河田 賢治君
林 百郎君 深澤 義守君
坪川 信三君 早稻田柳右五門君
内藤 友明君 中村 寅太君
中野 四郎君

昭和二十四年十月二十七日(木曜日) 午後一時二十三分開議

- 出席委員
委員長 川野 芳滿君
大上 司君 岡野 清蒙君
北澤 直吉君 小峯 柳多君
小山 長規君 島村 一郎君
高間 松吉君 塚田十一郎君
西村 直巳君 三宅 則義君
田中織之進君 中崎 敏君

第一類第六号 大蔵委員會議録 第一号 昭和二十四年十月二十七日

- 松尾トシ子君 荒木萬壽夫君
宮腰 喜助君 河田 賢治君
深澤 義守君 内藤 友明君
中村 寅太君
出席政府委員 水田三喜男君
大蔵政務次官
委員外の出席者 黒田 久太君
専門員 椎木 文也君
専門員

十月二十六日

未復員者給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)(予)
食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)(予)

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)(予)
の審査を本委員会に付託された。

同日 川野芳滿君が議長の指名で委員長に選任された。

本日の會議に付した事件
理事の互選
未復員者給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)(予)
食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)(予)

○川野委員長 これより大蔵委員会を開会いたします。
まず委員長受任のごあいさつを申し上げます。昨二十六日の本會議における国会法の改正によりまして、本委員

会の委員は三十五名と相なり、不肖私
が議長より大蔵委員長に指名せられ、
重責を再びなうことに相なりました。
次第であります。今会期における本委
員会には、税制改正案を初め多数の重
要法案の審査が付託に相なることと存
じますので、本委員会の使命は重大な
るものがあると存じます。不肖まこと
に淺学非才にして微力であります。が、
最善の努力をいたしましてこの重責を
全うしたいと存じますので、前国会同
様皆様の絶大なる御援助、御協力を賜
わりたいと存じます。何とぞよろしく
御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。
次第でございます。(拍手)

○松尾委員 理事はその数を十一名と
いたしました。委員長において御指名
あらんことを望みます。
○川野委員長 ただいまの松尾委員の
動議にお異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議なしと認めまし
て、それでは委員長から指名いたしま
す。
大上 司君 北澤 直吉君
小峯 柳多君 小山 長規君
島村 一郎君 前尾繁三郎君
川島 金次君 荒木萬壽夫君
林 百郎君 早稻田柳右五門君
内藤 友明君

の十一名を指名いたします。
○川野委員長 昨二十六日、本委員会
に予備審査のため付託されました未復
員者給与法の一部を改正する法律案、

食糧の輸入税を免除する法律の一部を
改正する法律案、及び印紙をもつてす
る歳入金納付に関する法律等の一部を
改正する法律案の三法案を一括議題と
して審議に入ります。まず政府の説明
を求めます。水田政府委員。
未復員者給与法の一部を改正する
法律案
未復員者給与法の一部を改正す
る法律

未復員者給与法(昭和二十二年法律
第百八十二号)の一部を次のように
改正する。
第四條第二項に次の但書を加える。
但し、満十八才未満の子のうち一
人については、六百円とする。
附則
この法律は、公布の日から施行し、
昭和二十四年十一月一日から適用す
る。

食糧の輸入税を免除する法律の一
部を改正する法律案
食糧の輸入税を免除する法律の
一部を改正する法律
食糧の輸入税を免除する法律(昭和
二十二年法律第百八十八号)の一部
を次のように改正する。本則中「昭
和二十四年」を「昭和二十五年」に改
め、別表中「三茶及び一六六重
炭酸曹達」を削る。

附則
この法律は、昭和二十五年一月一日
から施行する。
印紙をもつてする歳入金納付に関

する法律等の一部を改正する法律
案
印紙をもつてする歳入金納付に
関する法律等の一部を改正する
法律
第一條 印紙をもつてする歳入金納
付に関する法律(昭和二十三年法
律第百四十二号)の一部を次のよ
うに改正する。
第一條中「少年法(大正十一年法
律第百四十二号)第六十一條」を「少
年法(昭和二十三年法律第百六十
八号)第三十一條第一項」に改め
る。
第二條第一項に次の但書を加え
る。
但し、失業保険法(昭和二十二
年法律第百四十六号)第三十八條
の十二項の規定により保険料
を納付するときは、この限りでな
い。
同條第二項中「収入印紙」の下に
「及び失業保険法第三十八條の十
二第一項に規定する失業保険印
紙」を加える。
第三條第一項中「印紙売さばき
所において」の下に「失業保険印
紙は、郵政大臣が労働大臣に協議
して指定する郵便局において、」
を、同條第二項中「収入印紙」の
下に「及び失業保険印紙」を加える。

第二條 失業保険特別会計法(昭和
二十二年法律第百五十七号)の一
部を次のように改正する。
第三條中「一般会計」の下に「及
び郵政事業特別会計」を加える。

第二條 失業保険特別会計法(昭和
二十二年法律第百五十七号)の一
部を次のように改正する。
第三條中「一般会計」の下に「及
び郵政事業特別会計」を加える。

第三條 郵政事業特別會計法（昭和二十四年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第四十條中「一般會計に繰り入れるものとする。」を「収入印紙及び取引高税印紙に係るものは一般會計に、失業保険印紙に係るものは失業保険特別會計に、それぞれ繰り入れるものとする。」に改める。

第四條 厚生保險特別會計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第十八條ノ二の次に次の一條を加える。

第十八條ノ三 健康勘定ノ積立金ハ健康保險事業經營上ノ財源ニ充ツルタメ必要アルトキハ半分ノ間予算ノ定ムル金額ヲ限リ同勘定ノ歳入ニ繰入ルコトヲ得

附則  
この法律は、公布の日から施行する。但し、第一條の規定は、昭和二十四年十一月一日から適用する。

○水田政府委員 たいま議題となりました未復員者給与法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

未復員者にかかる給与につきましては、現在未復員者給与法によつて処理いたしているのですが、それによりますと、扶養手当は、配偶者は月額六〇〇円、その他の扶養親族は一人につき月額四〇〇円でありまして、政府職員の子のうち、一人については月額六〇〇円となつておられるのと比較いたしますと、権衡を失つておられるので、昨今の物価事情にもかんがみ、未復員

者に対して政府職員と同額の扶養手当を支給するように、所要の改正を加へようとするものであります。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

次に議題となりました食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案の提出の理由について御説明いたします。

米、麦、雑穀、澱粉、カン詰類等の主要食糧に對しましては、昨年法律第二百三十一号をもちまして、その輸入税を本年一年間免除することとしたのであります。右の主要食糧の輸入税をさらに一年間免除する必要があると考へられ、かつ現在輸入税を免除いたしております茶及び重炭酸ソーダは、もはやそれを免除する必要がないと思われまして、別表から削除することとしたのであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同あらんことを希望いたします。

次に印紙をもつてする歳入金納付に關する法律の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

関する法律によりますと、同法第一條の規定または他の法令の規定により、印紙をもつて租税その他の国の歳入金を納付いたしますときは、収入印紙を用いなければならぬことになつておりますので、この例外といたしまして、失業保険料を納付する場合には、収入印紙によらず、失業保険印紙により納付し得るようになし、失業保険法第三十八條の十二の規定の趣旨と符合せしめるようにいたしたのであります。

次に失業保険印紙の売りさばきの事務であります。これは郵政大臣が労働大臣に協議して、指定いたしますところの郵便局において行はれることとしたし、その売上げ代金から印紙の買

いもどし代金及び売りさばきに関する事務の取扱いに要する経費を控除した金額に相当する金額を、郵政事業特別會計から失業保険特別會計に繰入れることとしたのであります。

なお失業保険印紙の形式につきましては、大蔵大臣が定めることとしたのであります。これに伴ひまして、失業保険特別會計法中、歳入に關する規定及び郵政事業特別會計法中、印紙売りさばき代金の他會計への繰入れに關する規定を整備する必要があるのであります。

または健康保險事業の福祉施設費にのみ限定されておりますので、これをその他の経費の財源としても使用し得るような道を開くことといたしたのであります。

以上の理由によりまして、本法案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

○川野委員長 それでは、次会は公報をもつてお知らせすることとして、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十三分散会